

令和7年度 事業計画

法人理念

住み慣れた地域で共に支え合い、幸せに暮らせる福祉のまちづくり

- 一、共に支え合い、「その人らしい」暮らしができる地域づくりのお手伝いをします。
- 一、利用者とその家族の声を大切に聴き、心に寄り添える福祉や介護のサービスをお届けします。
- 一、人とのつながりを広げ、暮らしの困りごとをサポート・解決できるネットワークを進めます。

I 基本方針

大淀町社会福祉協議会は、以下の基本方針に基づき「ともに支え合い、幸せに暮らすことのできる地域社会づくり」の実現に力を尽くします。

○地域福祉活動計画に基づいた地域福祉の推進

令和5年に10月に策定された第3次おおよどアクションプラン（第3次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画）の実現に向け、地域住民、地域活動団体、支援機関、行政との連携・協働を一層強化することで、地域生活課題の解決・地域福祉の推進に取り組んでいきます。

○住民が互いに声をかけあえる地域づくりへの支援

大淀町においても、住民のライフスタイルや価値観の多様化、コロナ禍の影響などにより、生活活動の孤立や地域コミュニティの希薄化が進んでいます。地域住民のつながりを生み出す活動を企画することで、参加者同士の関係性を地域コミュニティへと広げ、地域の豊かな人間関係の構築に寄与していきます。

○「人」と「人」の対等な助け合いの実現

従来の支援における「支える側」「支えられる側」という役割固定を超え、そこに暮らす人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いに助け合い、支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

○防災対策・災害支援の強化

災害発生時においても、BCP（事業継続計画）に基づき、重要な福祉サービス等を可能な限り提供します。また、広域防災への参画や吉野郡内社協と協働した災害ボランティアの啓発にも取り組んでいきます。

○その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの提供

住み慣れた地域で生活し続けられるよう介護・障がい福祉サービス、生活支援サービス、権利擁護、相談支援などの福祉サービスを提供し、他のサービス提供事業者とも協働しながら、すき間のないサービス提供を心掛けることで、安心・安全・安定した生活の実現を図ります。

II 実施事業及び取り組み

1. 法人運営及び社会福祉法人制度改革に伴う公益性とガバナンスの強化

【事業項目・概要】 【収入：11,935 千円】【支出：11,935 千円】

(1) 理事会・評議員の開催

(2) 経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）

高い公益性や非営利性を確保するため、役員等の権限・責務・責任の明確化を図り、内部牽制機能を十分に果たせる仕組みづくりに努めます。

(3) 事業運営の透明性の向上及び適正かつ公正な支出管理（財務規律の強化）

住民等に説明責任を果たすため、財務諸表等の情報をインターネット等で公表し、事業運営の透明性の向上を図ります。

2. 積極的な地域福祉の推進

【事業項目・概要】【収入：37,180 千円】【支出：37,180 千円】

(1) 日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない高齢者・知的障がい者・精神障がい者等を対象に、金銭管理や福祉サービスの利用手続きの代行業務を支援します。

(2) 高齢者地域見守り協定事業

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、企業や事業所と協定を結び、協力を得ながら見守りネットワークの強化を図ります。

(3) 子どもの居場所づくり、学習支援事業

地域や学校等と連携し、経済的困窮や社会的孤立などにより家庭の環境が整わず、様々な生きづらさを感じている生活困窮世帯の子ども並びに一般家庭の子どもを対象に、「居場所づくりと学習支援」に取り組み、子どもの育ちを支える豊かな地域の基盤づくりを進めます。

(4) 学校及び地域での福祉教育の推進

学校及び地域と連携・協働で、福祉カリキュラム（高齢者・障がい者疑似体験や障がい者の講話等）を設定し、福祉の理解を進めます。

(5) 地域の居場所づくり助成事業

地域のふれあいと健康を育むため、町内のあらゆる世代を対象に「ふれあいサロン」や「いきいき百歳体操」など、多彩な居場所づくりを支援します。住民同士が交流し支え合うことで、地域活性化を促し、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

(6) 大淀町元気な地域づくり推進協議会の運営

町内の社会福祉法人が、協働で地域における公益的な取り組みを推進するため、制度の狭間にある福祉ニーズに対応できる仕組みづくりを進めます。

(7) ひとり暮らし高齢者配食サービス事業

70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、毎月1回、民生児童委員が利用者のお宅に弁当を配達します。

(8) 生活福祉資金貸付事業

低所得者・障がい者・高齢者に対し、資金の貸付けや相談支援を行うことにより、安定した生活が送れるように支援します。

(9) 心配ごと相談事業

相談員（民生委員、行政相談員、人権擁護委員）が日常の困りごと等の相談受付を行います。

(10)各種福祉団体との連携及び運営支援

福祉団体との連絡調整、事業の連携及び助成・支援業務を行います。

(11) 車いす及び車いす移動車貸付事業

町内の身体障がい者等を対象に、6ヶ月を限度として、車いすを無償で貸与します。また1キロ当たり50円の利用料で、車いす移動車の貸出を行います。

(12) 大淀町善意銀行の啓発と助成

善意銀行に預託された善意を、必要としている個人、団体などに払い出します。車いすの貸出、町内中学校の自転車通学生へヘルメットの寄贈、飛び出し注意看板の設置などを行っています。

(13) 生活支援コーディネーター事業

地域支えあい推進員とともに関係機関と協働し、地域ニーズの的確な把握と課題解決に向けた取組を進め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりを目指します。

(14) 法人後見事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でないご本人に代わって、法的に権限を与えられた成年後見人等が、財産の管理や身上監護を行い、安心してその人らしい生活を送れるように保護や支援を行います。

3. 介護事業の安定運営とサービスの質の向上

【事業項目・概要】【収入：67,994千円】【支出：80,635千円】

(1)訪問介護事業

要介護（要支援）認定者を対象にヘルパーが在宅で身体介護・生活援助等のサービス提供を行います。

(2)訪問看護事業

要介護（要支援）認定者を対象に看護師が在宅でリハビリ・医療処置等のサービス提供を行います。

(3)居宅介護支援事業

要介護（要支援）認定者を対象にケアマネジャーが、ケアプランを作成し、サービス調整や評価の実施を行います。

(4)軽度生活援助事業

産後1年未満で心身の負担が大きい母親や、概ね65歳以上の単身世帯・高齢世帯を対象に、ヘルパーが家事援助等のサービス提供を行います。

(5)障がい者居宅介護事業

障がい者（児）を対象（障害者総合支援法）に在宅で身体介護・生活援助・通院送迎のサービス提供を行います。

(6)要介護認定調査事業

ケアマネジャーが居宅訪問して、要介護認定のための調査業務を行います。

(7)すまいるサポートサービス

介護保険制度で適用されない軽易な日常生活上の援助（窓ふき、草むしり、外出時の付添等）を行います。

(8)医療保険事業

末期の悪性腫瘍や特定疾病、急性憎悪や終末期の患者を対象に看護師が在宅で療養上のケア・医療処理の実施を行います。

(9)計画相談支援事業

障害福祉サービス等を申請した障がい者（児）を対象に相談支援専門員が、サービス等利用計画を作成し、サービス調整や評価の実施を行います。

4. ふれあい活動センターの運営

【事業項目・概要】【収入：29,319 千円】【支出：29,319 千円】

(1) 生きがい活動支援通所サービス事業

大淀町の介護予防の拠点として、大淀町にお住いの概ね 65 歳以上を対象に、介護予防や健康維持の推進、世代間交流の場を提供します。総合事業の通所型サービス A に加え、運動機能向上による生活改善を目的とした機能強化型の通所サービスを提供します。買い物デイとしての機能を追加し、外出困難な高齢者の買い物支援を行います。

(2) 各種教室の開催

(3) 介護予防リーダースマイルの活動拠点

(4) 公衆浴場の営業

町内の公衆浴場として、日曜日・祝日・年末年始を除く午後 3 時から午後 8 時まで営業を行います。

5. 労働者派遣事業(地域包括支援センターへ)

【事業項目・概要】【収入：16,415 千円】【支出：16,400 千円】

(1) 適切な人材派遣

派遣先事業者の業務内容や求められる能力、派遣期間などを把握し、派遣可能な人材を選定していきます。また、派遣先事業者とのコミュニケーションを密にし、人材派遣におけるトラブルの発生の防止に努めます。

(2) 労働者の安全確保

派遣先事業者が定める安全衛生規定に従い、派遣労働者に必要な教育や訓練を行い、安全に業務を遂行できるよう支援します。

6. 福祉に携わる人材の確保・育成と資質の向上

【事業項目・概要】【収入：2,052 千円】【支出：2,052 千円】

(1) ボランティアセンターの運営

ボランティアをしたい人に幅広い理解を進めるための講習会を開催します。またボランティアをしたい人と、してほしい人を調整及びマッチングを行います。

(2) ボランティアの育成と活動の促進

「いつでも・どこでも・誰でも・気軽に・楽しく」ボランティア活動に参加できるよう、多様な機会を提供するとともに大淀町ボランティア連絡協議会と連携し、地域住民の参加に対する意識の高揚と活動への参加を促します。

(3) 小地域活動のリーダーの育成

小地域福祉の活性化を図るため、住民の主体的な参加による地域福祉活動の啓発とともに、小地域活動のリーダーとなりえる福祉の担い手の養成を図ります。

(4) 実習生の受け入れ

介護福祉士及び看護師、居宅介護支援専門員等の実習生を受け入れ、資格取得に向けた支援や育成を行い、福祉や介護の人材確保を図ります。